

下 総 第 8 3 3 号  
平成 3 0 年 1 1 月 2 日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成 3 0 年 5 月 1 4 日付け監査報告第 1 2 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

## 定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 市民サービス課 〕

### 市民サービス課について

(1) 郵送による戸籍謄本等の交付に係る手数料において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則（以下「会計規則」という。）等に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 収納した手数料の指定金融機関等への払込が、収納日の翌日までに行われていなかった。なお、当該手数料は定額小為替により支払われるが、お釣りが生じた場合、お釣り用の定額小為替の準備に時間を要するため、担当課は収納日の翌々日に指定金融機関等への払込をしているとのことであった。会計規則第27条第6項では「規定により難い特別の事情がある場合は、出納員はあらかじめ会計管理者と協議の上、別段の取扱いをすることができる。」と規定されているので、必要であれば当該条項の適用を検討されたい。

#### 改善措置状況

ア 郵送請求における収納事務のためにつり銭準備金を増額することとし、出納室から新たに30,000円のつり銭準備金の交付を受け、増額分を定額小為替と置き換えることで、定額小為替によるつり銭を保有することとしました。平成30年10月1日収納分の手数料より、翌日までの指定金融機関への払込を開始しており、以後適正に処理されていることを確認しました。

イ 金銭出納帳へ記帳した日付が収納日ではなく、その翌日の日付で記帳されていた。

#### 改善措置状況

イ 平成30年4月より、金銭出納帳への記載を収納日とし、以後、記載に誤りがないことを確認しました。